

宝石・貴金属に関わるマネー・ローンダリング等のリスク

犯罪で得た資金で購入された
宝石・貴金属のケース



麻薬取引や強盗・横領・振り込み詐欺などで得た
犯罪収益により、**宝石・貴金属**が購入される**リスク**
があります。

これらの**宝石・貴金属**が
あなたのお店に持ち込まれ、...



不正な手段で得た
宝石・貴金属のケース



加工が容易な金は、アクセサリー類に加工・変形等され
た形で密輸されるリスクがあります。
※金製品であることを隠す目的で銀色メッキが施されている
ケースも存在しています。

【参考】財務省関税局ホームページ内 金密輸図鑑
https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/gold_photo.pdf

こうして、不正な手段で手に入れた
お金が、**宝石・貴金属**を購入するこ
とで「きれいなお金」（＝犯罪の痕
跡がないお金）になるのです。

売却して現金化

宝石・貴金属は、小さくて持ち運
びが簡単で、高額な取引が可能
なことから、犯罪に利用されやすい
という側面もあります。

あなたに悪意が無くても巻き込まれる可能性があります！！

犯罪収益移転防止法(＝犯収法)とは

宝石・貴金属の取引は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の有効な手段となり得ることから、宝石・貴金属を取り扱う業者は、金融機関等と同様に、犯罪収益移転防止法※の規制の対象の事業者になっており、法令上の義務が課されています。義務の一例をお示しますが、詳細については、警察庁や経済産業省のホームページをご確認ください。

※マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、金融機関等に対して、取引時確認や取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている法律です。取引の際に顧客の素性を特定することで、「仮名取引やなりすましによる取引により犯罪収益を資金洗浄」や「犯罪者の資金獲得」などを防止します。

例えば、

現金で200万円を超える
宝石・貴金属の売買契約の締結は、
犯収法の規制の対象になります。



【犯収法について】

詳しくはこちらをご確認ください。

○警察庁ホームページ

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm



○経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikinzoku/jigyosha.html



●取引時確認

顧客が個人の場合は、公的証明書等（免許証、パスポート等）による本人確認や職業等の確認などが必要になります。



●確認記録の作成・保存

取引時確認を行った場合は、直ちに確認記録を作成し、7年間保存しなくてはなりません。



●取引記録の作成・保存

取引内容を記録し、7年間保存しなくてはなりません。

●行政庁への疑わしい取引の届出

取引で不審な点がある場合は、金額の多寡に関わらず、速やかに行政庁に届け出なければなりません。

※疑わしい取引の参考事例は、次ページ参照

※届出先についても、次ページ参照

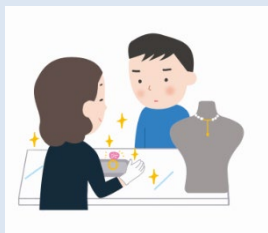


●取引確認等を的確に行うための措置

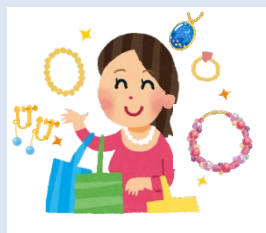
取引時確認をした事項に関する情報を最新に保つための措置を講じるとともに、社内規程の作成など管理体制の構築に努めなくてはなりません。

疑わしい取引の参考事例

疑わしい取引の参考事例をお示します。



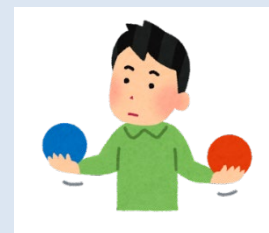
宝石・貴金属に関わりの薄い
感じの若者だったり、、



短期間に何回も現金での
高額取引を繰り返したり、、



店員の質問に対して、誰かに
電話で確認していたり、、



取引と顧客の収入/法人の規模
等がアンバランスだったり、、

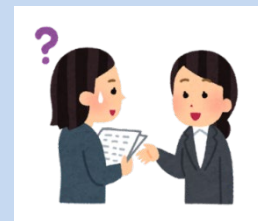
★特に金地金・ジュエリーを買取るケースでは、、



提示した金額に無頓着だったり、、
(いくらでも良い、現金化できれば良い)



同一の人物・グループが何度も来店し
て、金地金を少額ずつ持ち込んだり、、



購入ルートや税関手続きに関する
説明が曖昧だったり、、

顧客等がマネー・ローンダリングを行っているとの疑いを持ち、それを理由に取引を断ることも想定されますが、このような場合についても、行政庁への疑わしい取引の届出をお願いします。

【注意事項】

- ・高額な取引であるかどうか、取引が成立したかどうかに関係なく、届出をお願いします。
- ・届出を行うことについて、顧客に漏らしてはいけません。

※届出内容・項目は次ページをご参照ください。

【届出先】

宝石：経済産業省生活製品課、貴金属：経済産業省鉱物資源課、古物商・質屋：各事業所所在地の管轄警察署

【経済産業省の連絡先】

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1、電話番号：03-3501-1511（代表） ※課室名をお伝えください。

疑わしい取引に関する情報の届出の基本姿勢

迅速な届出

疑わしい取引と認めたときは速やかに届出をお願いします。

積極的な届出

届出をするかどうか迷ったときには、積極的な届出をお願いします。

正確な入力

入力要領や記載要領に沿って、正確な届出をお願いします。

半年前の古い取引だけど・・・

→過去の取引であっても疑わしいと認めた場合は、気付いた時点で速やかに届出をしてください

この取引、疑わしいと思うんだけど・・・

→迷ったら、積極的に届出をしてください

疑わしい取引に関する情報の届出方法

疑わしい取引の届出には以下の3通りの方法があります。

届出方法	提出方法		作成方法
e-Gov 電子申請	インターネット 経由	・警察庁犯罪収益移転防止対策室(JAFIC)へ事業者ID発行申請のうえIDを取得 ・電子政府総合窓口(e-Gov) を利用し届出を行う	JAFICが提供しているソフトウェア「事業者プログラム」を使用 (※)
電磁的 記録媒体	書留で郵送 又は 直接持参	・各特定事業者のそれぞれの所管行政庁に提出	JAFICが提供しているソフトウェア「事業者プログラム」を使用 (※)
書 面	書留で郵送 又は 直接持参	・各特定事業者のそれぞれの所管行政庁に提出	犯収法施行規則第25条において定める別記様式第1号～第3号までの届出様式を使用

(※) 事業者プログラムの使用方法等については、JAFICのHP
(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>) をご覧ください。

電子申請を利用した届出のお願い

疑わしい取引の届出には、迅速に届け出ることができる

電子申請による届出の利用

をお願いします。

・令和3年に受理された疑わしい取引情報の件数は約53万件。

・その内、電子申請を利用した届出は約52万7千件。



約99.4%を占めています。

【ご参考】疑わしい取引の届出書類

※届出用紙はJAFICのウェブサイトよりダウンロードが可能です。

→ <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/pdf/styou.1-3.pdf>

疑わしい取引の届出様式（犯収法施行規則第25条関係）について

[illegible]

京政体議決書第2号(第3次関係部)

総務等及び関係者の取引時限確認に関する事項

総務等(個人・法人)の本人確認事項			
本人確認書類(顔写真)		書類番号(1)	
本人確認書類(顔写真)		書類番号(2)	
本人確認書類(顔写真)		書類番号(3)	
代表者・取引担当者・代理人・その関係者等に關する事項			
フリガナ			
氏名			
生年月日(西暦)		性別(男)	
住所(〒)〒(市町村)市(区)町(丁目)番地(号)			
国籍		役職等	
電話番号			
電子メールアドレス等			
その他の情報			
シムス番号			
親縁関係(その他の親縁関係)		親縁関係(その他の親縁関係)	
子(孫)の氏名(姓)		子(孫)の氏名(姓)	
シムス番号			
本人確認書類(顔写真)		書類番号(1)	
本人確認書類(顔写真)		書類番号(2)	
代表者に代わって署名する事項			
フリガナ			
氏名(氏名・姓)			
個人・法人の区分	(法人) (個人)	性別	
住所(〒)〒(市町村)市(区)町(丁目)番地(号)			
国籍		役職等	
電話番号			
電子メールアドレス等			
子(孫)の氏名(姓)			
シムス番号			
親縁関係(その他の親縁関係)		親縁関係(その他の親縁関係)	
子(孫)の氏名(姓)		子(孫)の氏名(姓)	
シムス番号			
本人確認書類(顔写真)		書類番号(1)	
本人確認書類(顔写真)		書類番号(2)	
関係者・取引関係の保持に関する事項			
関係者(法人・自然人)の氏名			
関係者(法人・自然人)の氏名			
備考			

[illegible]

1 ページ目

「届出者及び顧客に関する情報」

※主な記載項目

- ・届出者/顧客の情報
・届出理由

2ページ目

「取引時確認に関する事項」

※主な記載項目

- ・顧客の本人確認書類
- ・実質的支配者について

3ページ目

「取引に関する事項」

※主な記載項目

- ・取引目的/取引成立の有無
- ・取引内容（取引金額/決済方法、等）



リスクを下げるための取組事例

①顧客管理に係る取組

- 顧客情報や取引記録等を表計算ソフト等を用いてデータ管理することにより、それぞれの顧客の年間の取引金額等を容易に計算できるようになった。
- ITシステムを導入することで、たとえば、1回あたりの取引額が少額でも年間の取引金額が200万円を超える顧客や、繰り返し売りに来る顧客の抽出が容易になるなど、来店頻度や取引金額の不自然さに気がつきやすくなった。



- 長年の取引実績がある企業であったとしても、取引時確認書類の内容に変更があった場合には常に最新情報が届出されるよう、取引先との間の約款に盛り込むとともに、毎年度、最初の取引時に、本人確認書類や全部事項証明書等の提出を求めるようにしている。

- 取引先の企業情報を、信用調査会社の企業データベースやインターネットなどを利用して確認している。
- 経済制裁対象者等が指定された際に遅滞なく把握できるよう、警察庁HP※等を定期的に確認している。



※疑わしい取引の届出に関する要請など（警察庁JAFICホームページ） <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/yousei.htm>

リスクを下げるための取組事例

②社内管理体制に係る取組

- ・役員の中から、マネー・ロンダリング・テロ資金供与対策に係る担当を任命。
経営陣の関与を明確化することにより、社内システムの導入がスムーズに行われるなど、スピード感のある取り組みが実現できるようになった。



- ・全社的な実効性の確保のため、社内規則等を作成。
OECDのガイダンス等も参考に、調達する貴金属が高リスク地域に由来しないこと、サプライチェーン（原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）の上流会社がマネー・ロンダリングのリスクが高い国に所在しないこと等の指針を定め、それを調達先に周知することで、反社会的な行為に加担するリスクを防止している。



- ・直接顧客に対応するスタッフの体制を強化。
店頭スタッフは複数名体制とし、ひとりで判断しないようにしている。
また、全スタッフで不審人物に対する情報共有をするなど、ダブルチェックができる体制にしている。

③取引時確認に係る取組

- ・個人/法人の確認情報に加え、取引目的や買取対象品の入手経路など、多くの質問項目がある申込用紙に記入してもらうようにしている。
- ・同時に、口頭でも細かく聞き取ることで、記入内容との食い違いや不自然な態度が確認できることがある。



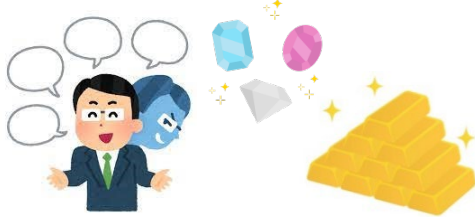
④その他の取組

- ・カードによる支払い方法を推奨するなど、現金取引が少なくなるようにする。

宝石やジュエリーの取引で不正に巻き込まれないために

素材・パーツ・製品の仕入れのとき

- 想定されるリスクの事例
 - ・買取業者やリサイクル業者等を複数経由し、**トレーサビリティが難しい製品**もあるかもしれません。
 - ・不当に安く仕入れられる場合、**盗品や密輸品**等の可能性にも留意が必要です。
- 仕入れの際のリスク低減策
 - ・信用できる企業かどうか確認しましょう。
 - ・長年の取引実績がある企業であったとしても、**取引時確認の情報が最新**になるよう、本人確認書類等に変更があった時に届出してもらうことを、取引先との間の約款に盛り込むなどしましょう。
 - ・反社項目を含んだ契約書や覚書等を締結し、**定期的に更新**しましょう。



ジュエリー販売や店頭買取のとき

- 販売の際のリスク低減
 - ・高額品の販売の際には、**本人確認書類**を取得し、**取引目的**を確認しましょう。
 - ・買取の際には、個人/法人情報に加え、取引目的や買取対象品の入手経路など、**多くの質問項目がある申込用紙**に記入してもらいましょう。
 - ・同時に、口頭でも細かく聞き取り、**記入内容との食い違いや不自然な態度**がないか確認しましょう。



宝石やジュエリーの取引事業者も犯収法の遵守が必要です！

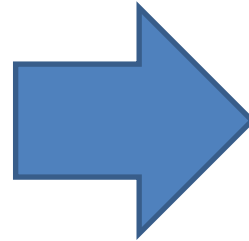
宝石やジュエリーは、財産的価値が高く、運搬が容易であり、世界中で換金ができるほか、取引後の追跡が困難で匿名性が高いこと等からため、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクが高いためです。

【ご参考】宝石・貴金属を販売しているケースでは、、、

犯罪で得た資金

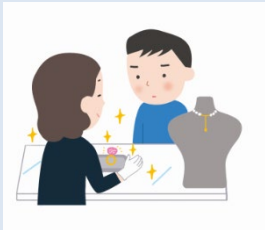


これらの犯罪収益が
あなたのお店に持ち込まれ、、

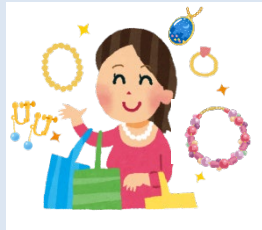


麻薬取引や強盗・横領・振り込め詐欺などで得た犯罪収益により、
宝石・貴金属が購入される**リスク**があります。
高額品の販売の際には、**本人確認を徹底し、取引目的等を確認**
しましょう。

こんな顧客にはお気をつけください！！



宝石・貴金属に関わりの薄い
感じの若者だったり、、



短期間に何回も現金での
高額取引を繰り返したり、、



店員の質問に対して、誰かに
電話で確認していたり、、



取引と顧客の収入/法人の規模
等がアンバランスだったり、、

ぜひ定期的
にご確認ください！

ジュエリー業界に関わる犯収法関連情報（一般社団法人日本ジュエリー協会ホームページ）
→<https://jja.ne.jp/industry/giinfo02/giinfo02.html>